

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 9 8 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【改正趣旨】 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当について所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 次の条例に定める期末手当の支給割合について、100分の5減ずるもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、令和2年12月に支給する期末手当について適用する。</p>